



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
 (コード番号6632 東証第一部)
 問合せ先 取締役 兼 CFO 尾高 宏
 (TEL 045-444-5232)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 2 回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 第 2 回定時株主総会に付議される第 1 号議案（株式併合の件）が承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条で規定する発行可能株式総数を減少するための所要の変更を行うものです。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度導入のため、定款第 9 条（単元未満株式の買増し）を新設するものです。
- (3) 上記(2)の条文新設にともない、定款第 9 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものです。
- (4) 上記(1)の変更の効力は、上記第 1 号議案の株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものです。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後これを削除いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000株</u> とする。
(中 略)	(中 略)
(新 設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第9条～第37条 (条文省略)	第10条～第38条 (現行どおり)

(次ページへ続く)

(新 設)	第8章 附則
(新 設)	(第6条の変更) 第39条 第6条の変更は、当会社の第2回定時株主総会の第1号議案にかかる株式の併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。
(新 設)	(附則の削除) 第40条 前条及び本条は、前条の株式の併合の効力発生日の翌日をもって、これを削除するものとする。

3. 日程

平成 22 年 6 月 24 日 (予定) 定款変更のための株主総会開催日 (第 2 回定時株主総会)
平成 22 年 6 月 24 日 (予定) 定款変更の効力発生日 (なお、第 6 条の変更については、第 2 回定時株主総会の第 1 号議案にかかる株式の併合の効力発生日 (平成 22 年 8 月 1 日を予定) となります。)

4. その他

上記定款一部変更議案に関連して、第 2 回定時株主総会において第 1 号議案 株式併合の件を付議することを決議しております。株式併合の件に関しましては、本日発表の「株式併合に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上